

令4福情答申第8号

令和4年11月25日

福岡市教育委員会

教育長 石橋 正信 様

(教育委員会職員部労務・給与課)

福岡市情報公開審査会

会長 作間 功

(総務企画局行政部情報公開室)

公文書公開請求に係る非公開決定処分に対する審査請求について (答申)

福岡市情報公開条例(平成14年福岡市条例第3号)第20条第1項の規定に基づき、令和3年11月9日付け教労給第297号により諮問を受けました下記の審査請求について、別紙のとおり答申いたします。

記

「福岡市教育委員会所属の特定職員の専門教科がわかるもの」に係る非公開決定の件

答 申

第1 審査会の結論

「福岡市教育委員会所属の特定職員の専門教科がわかるもの」（以下「本件対象文書」という。）について、福岡市教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った非公開決定（以下「本件決定」という。）については、福岡市教職員人事カードを本件対象文書として特定したうえで、改めて福岡市情報公開条例（平成14年福岡市条例第3号。以下「条例」という。）第11条の規定による決定等を行うことが妥当である。

第2 審査請求の趣旨及び経過

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、令和3年10月14日付けで実施機関が審査請求人に対して行った本件決定を取り消し、新たに公文書の公開を決定するよう求めるものである。

2 審査請求の経過

- (1) 令和3年10月5日、審査請求人は、実施機関に対し、条例第5条の規定により、本件対象文書について公開請求を行った（以下「本件公開請求」という。）。
- (2) 令和3年10月14日、実施機関は、条例第11条第2項の規定により非公開決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。
- (3) 令和3年10月20日、審査請求人は、本件決定に不服があるとして、実施機関に対して本件審査請求を行った。

第3 審査請求人及び実施機関の主張等の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人は、審査請求書及び反論意見書において、概ね次のように主張している。

- (1) 審査請求書における主張

特定職員は、公人であり、偉い人であるから、経歴や専門教科が個人情報のはずがない。

福岡県の職員録は10年以上分置いてあるのに、福岡市はその年の分だけである。こうなれば、新聞の異動情報を調べてみたいとも思っている。

総合図書館では、過去の職員録は見られるとのことである。そうであるならば、福岡市の職員録も見られるのか聞いてみたいと思う。

(2) 反論意見書における主張

財団法人等の場合、一番偉い人の住所は開示されるそうであり、公益財団法人福岡県教育文化奨学財団については、全ての理事、評議員、監事の住所が開示された。

特定職員については、住所も開示いただきたい。経歴と専門教科は開示されていいと思う。

2 実施機関の主張

実施機関は、弁明意見書及び当審査会における口頭意見陳述において、概ね次のように主張している。

(1) 弁明の趣旨

本件処分は、処分庁が条例に基づき、慎重に判断した上で行ったものであり、正当かつ妥当な処分である。

(2) 弁明の理由

教職員の専門教科については、当該文書を作成していない。小学校教諭は全教科を、中学校・高等学校教諭は採用区分の教科を担当するので、新たに専門教科についての資料を作成する必要はなく、採用区分をもって人事管理を行っている。

第4 審査会の判断

上記の審査請求人及び実施機関の主張に対して、当審査会は次のとおり判断する。

1 本件対象文書について

審査請求人は、本件公開請求において、特定職員の「専門教科がわかるもの」の公開を求めている。

これに対し、実施機関は、当該職員が、以前、教職員として学校に勤務した経歴を持ち、現在は教職員以外の職で勤務している職員であるところ、小学校教諭は全教科を、中学校及び高等学校教諭は採用区分の教科を担当し、この採用区分をもって人事管理を行っていることから、新たに専門教科がわかる文書については作成していないとして、文書不存在を理由に本件決定を行っていることが認められる。

そこで、当審査会としては、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

- (1) 当審査会において実施機関に確認したところ、専門教科と採用区分の違いについて、法令等において専門教科という用語についての定義はないため、個人の考え方に基づく専門領域等ととらえているとのことであった。

また、これに対し、採用区分とは、「職名」「教科」が記載された情報であって、人事管理上用いられるものとのことであった（なお、「小学校教諭」については、全ての教科を担当することになるため、「教科」の記載はない。）。

- (2) 一方で、実施機関によれば、審査請求人が求める公文書の範囲が、実施機関が主張する個人の考え方に基づく専門領域等と同一であるかについて、審査請求人に対して確認は行っていないとのことであった。

そうであれば、本件対象文書については、本件公開請求書の記載内容から合理的に判断するほかなく、当該記載内容を踏まえれば、その範囲は、実施機関が主張する個人の考え方に基づく専門領域等が確認できるものにとどまらず、広く、特定職員が教職員として学校に勤務していた際の担当教科を確認できるものも含む可能性は否定できない。

そこで、当審査会から実施機関に対し、担当教科と関連して人事管理上使用する「採用区分」についての文書の有無について確認したところ、福岡市教職員人事カードが該当することが認められた。

- (3) 以上のことから、実施機関による本件対象文書の特定は妥当でなく、実施機関は、福岡市教職員人事カードを本件対象文書として特定したうえで、改めて条例第11条の規定による決定等を行うことが妥当である。

以上により、本件各決定について、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和3年11月11日	実施機関からの諮問
令和4年1月31日	実施機関の弁明意見書を収受
令和4年2月14日	審査請求人の反論意見書を収受
令和4年7月6日（第2部会）	審議
令和4年8月8日（第2部会）	審議
令和4年9月5日（第2部会）	実施機関の口頭意見陳述・審議
令和4年10月3日（第2部会）	審議
令和4年11月2日（第2部会）	審議

第6 答申に関与した委員

作間功、石森久広、北坂尚洋、山下亜紀子